

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成26年 7 月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第92号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>別表第 2（第 3 条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="147 619 884 667">[略]</td><td data-bbox="884 619 1081 667">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="147 667 884 866">18の 4 <u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）に基づく貸付金に係る申請書、届書その他の書類の受理並びに通知書及び請求書の交付に関する事務で規則で定めるもの</td><td data-bbox="884 667 1081 866">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="147 866 884 914">[略]</td><td data-bbox="884 866 1081 914">[略]</td></tr></table>	[略]	[略]	18の 4 <u>母子及び寡婦福祉法</u> （昭和39年法律第129号）に基づく貸付金に係る申請書、届書その他の書類の受理並びに通知書及び請求書の交付に関する事務で規則で定めるもの	[略]	[略]	[略]	<p>別表第 2（第 3 条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1160 619 1865 667">[略]</td><td data-bbox="1865 619 2089 667">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1160 667 1865 866">18の 4 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）に基づく貸付金に係る申請書、届書その他の書類の受理並びに通知書及び請求書の交付に関する事務で規則で定めるもの</td><td data-bbox="1865 667 2089 866">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1160 866 1865 914">[略]</td><td data-bbox="1865 866 2089 914">[略]</td></tr></table>	[略]	[略]	18の 4 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> （昭和39年法律第129号）に基づく貸付金に係る申請書、届書その他の書類の受理並びに通知書及び請求書の交付に関する事務で規則で定めるもの	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]												
18の 4 <u>母子及び寡婦福祉法</u> （昭和39年法律第129号）に基づく貸付金に係る申請書、届書その他の書類の受理並びに通知書及び請求書の交付に関する事務で規則で定めるもの	[略]												
[略]	[略]												
[略]	[略]												
18の 4 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> （昭和39年法律第129号）に基づく貸付金に係る申請書、届書その他の書類の受理並びに通知書及び請求書の交付に関する事務で規則で定めるもの	[略]												
[略]	[略]												
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>（住民基本台帳法施行条例の一部改正）</p>													

第 2 条 住民基本台帳法施行条例（平成14年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第 2（第 5 条関係）</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第31条の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(10)～(31) [略]</p>	<p>別表第 2（第 5 条関係）</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第31条（<u>同法第31条の10において準用する場合を含む。</u>）の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(10)～(31) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(関係機関との連携)</p> <p>第41条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、<u>母子自立支援員</u>、児童の通学する学校、児童相談所、<u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する<u>母子福祉団体</u>及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p> <p>(支援を行うに当たって遵守すべき事項)</p> <p>第109条 [略]</p> <p>2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、<u>母子自立支援員</u>、<u>母子及び寡婦福祉法</u>第6条第6項に規定する<u>母子福祉団体</u>、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(関係機関との連携)</p> <p>第41条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、<u>母子・父子自立支援員</u>、児童の通学する学校、児童相談所、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する<u>母子・父子福祉団体</u>及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p> <p>(支援を行うに当たって遵守すべき事項)</p> <p>第109条 [略]</p> <p>2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、<u>母子・父子自立支援員</u>、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>第6条第6項に規定する<u>母子・父子福祉団体</u>、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。</p> <p>3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。